

令和2年度愛媛県新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援事業費補助金交付要綱（障がい分）

（目的）

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、新型コロナウイルス感染症対策の徹底、サービス利用休止中の利用者に対する利用再開に向けた働きかけや感染症防止のための環境整備の取組を行う障害福祉サービス施設・事業所等及び感染防止対策を講じながら、障害福祉サービス施設・事業所等における障害福祉サービスの継続に努めた職員に対し、令和2年度愛媛県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付し、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する。

（補助対象者、補助対象経費及び補助率）

第2条 補助対象者、補助対象経費、これに対する補助率及び補助上限額は、別表1に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号又は様式第2号）に知事が必要と認める書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 別表1区分欄4の事業について、障害福祉サービス施設・事業所等が、勤務する職員等から代理受領委任状（様式4）を受けて、代理受領者として交付申請書を提出するものとする。

3 申請者は、第1項の交付申請書を提出するに当たって、各申請者において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第4条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施計画書を変更しようとするとき。(軽微な変更を除く。)
- (2) 補助金の交付決定額を増額しようとするとき。

(補助事業の中止及び廃止)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付)

第7条 知事は、第3条に規定する交付申請書(様式第1号に限る。)に係る交付決定を行った場合は、同申請書をもって、補助事業者から補助金の概算払い請求があったものとみなし、補助事業者に補助金を交付する。

2 知事は、第3条に規定する交付申請書(様式第2号に限る。)に係る交付決定を行った場合は、同申請書をもって、補助事業者から補助金の精算払い請求があったものとみなし、補助事業者に補助金を交付する。

(状況報告)

第8条 知事は、補助事業の実施に関して、必要に応じて実施状況を確認し、報告を求めることができる。

(実績報告)

第9条 第7条第1項の補助事業者は、補助事業完了後、速やかに補助事業実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第7条第2項の補助事業者は、交付申請書の提出をもって、実績報告に代えるものとする。

3 第3条第3項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第3項ただし書に該当した補助事業者において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第3条第3項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上

回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第6号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 知事は、前条第1項に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 前条第2項に規定する補助事業者は、交付決定をもって、補助金の額を確定したものとみなす。

(補助金の返還)

第11条 補助金額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分について、補助事業者は、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(財産の管理)

第12条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が30万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 規則第22条第2項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の制限)

第13条 補助事業は、それぞれの取得財産等を知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(書類の経由等)

第16条 申請者は、別表2の区分欄1（1）及び（3）の場合は、愛媛県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）を経由して、交付申請書を知事に提出するものとする。

2 前項の規定により、交付申請書が国保連を経由して提出された場合には、知事は国保連を経由して補助金を交付するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表 1

区 分	補助対象経費	補助率	補助上限額 及び補助対象者
1 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業 (別添1(1)(2))	報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、工事請負費、原材料費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	10分の10	別添1に定めるとおり
2 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業（別添1(3)①）	報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金		
3 在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業（別添1(3)②）	報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、役務費使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金		
4 障がい福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業（別添1(4)）	慰労金、役務費（手数料）		

別表 2

区 分		書類の経由	書類の提出先		
			交付申請書	交付申請書	実績報告書
1 国保連 に対して報酬請求を行 っている施設・事業所 等（法人）	(1)施設・事業 所等による慰 労金の代理受 領ができる場 合	愛媛県国民 健康保険 団体連合会	知事 (様式第1号)	知事	知事
	(2)施設・事業 所等による慰 労金の代理受 領ができない 場合（口座が債 権譲渡されてい る事業所等）	—	知事 (様式第1号)	知事	知事
	(3)施設・事業 所等による慰 労金の代理受 領ができない 場合※慰労金 は除く。	愛媛県国民 健康保険 連合会	知事 (様式第1号)	—	知事
2 国保連 に対して報酬請求を行 っていない施設・事業 所等（法人）	(1)施設・事業 所等による慰 労金の代理受 領ができる場 合	—	知事 (様式第1号)	知事	知事
	(2)施設・事業 所等による慰 労金の代理受 領ができない 場合	—	知事 (様式第1号)	—	知事
3 施設・事業所等による慰 労金の代理受領ができない 職員（※）		—	知事 (様式第2号)	不要	—

(※)施設・事業所等による慰労金の代理受領ができない職員の例

- ・退職者のうち、最後に所属していた施設・事業所において連絡先を把握できない場合など、一括して申請を行うことができない職員
- ・国保連に対して報酬請求を行っていない事業所や地域生活支援事業所に勤務する職員
- ・国立・公立の施設・事業所等で適当な勘定科目がないなど予算措置等の関係から代理受領を行うことができない事業所等に勤務する職員

愛媛県知事 様

（法人名）
（役職・代表者名）

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）
に係る交付申請書

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

申請額： 千円

（内訳）

- | | |
|---|----|
| 1 障害福祉慰労金事業 | 千円 |
| 2-1 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業
（多機能型簡易居室分を除く） | 千円 |
| 2-2 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業
（多機能型簡易居室分に限る） | 千円 |
| 3 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援事業所による
利用者への再開支援への助成事業 | 千円 |
| 4 在宅サービス、計画相談支援及び障害児相談支援における環境整備への
助成事業 | 千円 |

（添付書類）

- 事業所・施設別申請額一覧（様式1）
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に関する事業実施
計画書（事業所単位）（様式2）
- 障害福祉慰労金受給職員表（法人単位）（様式3）

【申請内容に関する問い合わせ先】

部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	

様式第3号（第5条関係）

令和2年度愛媛県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業
変更承認申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業を、下記のとおり変更したいので、令和2年度愛媛県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金交付要綱（障がい分）第5条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 補助金交付変更額

既交付決定額	金	円也
変更承認申請額	金	円也
差引増減額	金	円也
- 4 事業の内容（変更） 様式1～3のとおり
- 5 その他

（注）4は様式第1号に準ずるものとする。

様式第4号（第6条関係）

令和2年度愛媛県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業
中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業を中止（廃止）したいので、令和2年度愛媛県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金交付要綱（障がい分）第6条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 事業の中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

様式第 5 号（第 9 条関係）

令和 2 年度愛媛県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業
実績報告書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

(住所)
(法人名)
(役職・代表者名) ㊟

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業の実績について、令和 2 年度愛媛県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金交付要綱（障がい分）第 9 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業精算額 金 円
- 2 事業の内容（実績）様式 1 ～ 3 のとおり
- 3 経費の支払いを証明する書類（領収書等）の写し
- 4 その他参考となる資料

（注）第 9 条第 3 項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して報告する場合には、別紙「令和 2 年度愛媛県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」を添付すること。

（注） 2 は様式第 1 号に準ずるものとし、事業の実績を記載すること。

【実績報告に関する問い合わせ先】

部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

(法人名)
(役職・代表者名) ㊟

令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記補助金について、令和 2 年度愛媛県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金交付要綱（障がい分）第 9 条第 4 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第10条の補助金の額の確定額
(令和 2 年〇月〇日付け 第〇〇〇号による額の確定通知額)
金 円也
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 金 円也
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2)
金 円也

(注) 別紙「令和 2 年度愛媛県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」、その他参考となる資料を添付すること。

